

統計改革プロジェクトグループ設置規程

令和元年10月16日

政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）伺い定め

（設置）

第1条 厚生労働省における統計改革を行うため、厚生労働省に設置された「厚生労働省統計改革チーム」（チーム長：厚生労働審議官）の下に、厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表に基づく取組を着実に進めるため、政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）に「統計改革プロジェクトグループ」を置く。

（目的）

第2条 統計改革プロジェクトグループは、厚生労働省統計改革ビジョン2019及び厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表等を踏まえた各項目について実施に向けた検討等を行う。

（統計改革プロジェクトグループ）

第3条 統計改革プロジェクトグループは、ガイドライン作成グループ、情報システム適正化グループ、データ利活用推進グループ、EBPMプロジェクト推進グループ、研修見直しグループで構成する。

- 二 各グループにグループ長、主査、グループ員及びアドバイザーを置く。
- 三 各グループの主査は、グループ長を補佐するものとする。
- 四 グループ長は、アドバイザーの協力を得て検討を行うものとする。

（ビジョン連絡会議）

第4条 厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表の取組を着実に進めるため、各グループ長が一堂に会する「ビジョン連絡会議」を開催し、定期的に、政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）及び政策立案総括審議官に報告を行い、必要な指示を受けるとともに、各グループ間の連携を図っていくものとする。

（任命等）

第5条 ガイドライン作成グループ長及び情報システム適正化グループ長は、統計企画調整室長をもって充てる。

- 二 データ利活用推進グループ長は、審査解析室長をもって充てる。
- 三 EBPMプロジェクト推進グループ長及び研修見直しグループ長は、政策立案支援室長をもって充てる。
- 四 各グループの主査、グループ員及びアドバイザーは、政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）が任命する。

五 各グループ長は、必要に応じ、グループに構成員以外の者の協力を求めることができる。

六 統計改革プロジェクトグループ及びビジョン連絡会議の庶務は、関係室の協力を得て、統計・情報総務室において処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、統計改革プロジェクトグループ及びビジョン会議の運営に必要な事項は、政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）が定める。

附 則

この規程は、令和元年10月16日から施行する。